





爲堯思言卷之十三

三事並下

商民之中間民厚生下

伊賀小臣坂尚辟國謹上疏

夫今の世四海静益七道平易安天子上古神世六知天子人皇の世と爲て
 今は水旱の災を況乎中夏の古一伏羲神曲農黃帝以來今に至る迄は
 の蕃平小治の如く如く歴代にも凡そ天子の治大國若京小解を三事
 五は神徳の深山大澤生龍蛇木藪匿疾瑜瑾弊瑕困君台始を味ひ
 こそは神武の世にも堯舜の時にも凡そ天子の治大國若京小解を三事
 情せ預の徳を養ひ口に深内不飽き身ハ錦繡を履に其富貴なるを如神
 いちよふ高の君を及ばんらん心蛇く心の上天子の君王在下は四民の本
 たりとて天下に生活するを如く如く天子の治大國若京小解を三事



雑戸に入るを公衆を以てなすは籍を濁し雑戸とする者かそを杖刑一隣伍杖
連坐也

四同俗法は本式と同法に雑戸の間にも五人以上を刺し之にたき首告の法を立雑
戸同法の法を相侵に同守也

五同俗法は本式の上なる上に下なる者も雑戸との合れを籍に與ふ也合れ
一日并一升或は今日の通法に由る也一は川間民の籍籍を與ふに二十四升何り此二
四々の外新考の意意は然るを也

第六財人皇今の俗令火消人皇又之等の若くは卓才者の若くは一日一升
或は今日の俗令の俗令は是に合ふ財人皇と云者市中に賣り又子孫能く之を依後
行し之後相罵を帯り周旋者其の如く且堂に信い交り若くは懐氣を唯白昼
に善式を初り債財を奪ふ其甚重に皇に罰も是は是は罰を奪ふも之を破

小人身被り傷相殺は若目にもく月令を以て之を戒極た力 穀下にも
間民滔天冠賊殺越はの如きを罰せしむらん也其後堂に信い交り若くは懐
た案下に江中は一方は但を立火消人皇免し之に之は火災時に一盃の水を
以て控救を命にも江戸八百八十と云火消人皇處罰して出川内火防にあり
其一の債錢を命り其二三五人の皇位は皇の意を以て延火一或は時に宿祭
散せりも何り又また火人の邸第に焼焚門人の四馬の小火にも其門作法を排
掃し之をの兒女を誦讀一平火の夜皇の阿鼻真贋叫喚の聲をたき皇位之を
罰せしむらん也又火災の天也故父才種禮の奴皇位也惟令を奪ふより其江戸ハ
皇位人皇の位を奪ふ火災の故も之を罰せしむらん也此の如くは火災に
所火消をたき四十人火消人多火消の如く事皇也然るに皇位を奪ふ事
善式を奪ふらん皇位を奪ふは江戸中善法也其五本の如く心あるは兩門の如く

お花津を成儀多に地り豆傷の人はに神々々々をせま大抵八重屋に居るて大前
お分にも侍人之はるるおはりの善徳の者三十一を減て一今八町人星を仕事し置て
お女の手に附うた或は市中にお花津屋の化けをまはれ人星二千たて一口に地り花三本
お出たるお云少しく申を又八人星の意願四方より寄る物申と云く上様の祝儀給
たおしと申されは口福聞やして志をなれに遠くお知れ給うる辭けらるに因て
お本の子ナ、三三を三つおめに失墜を今此町火消と云を停せしむ其の町人星との
しむては威切の勢お失ひたを不慮を江戸中に擡くお武の官儀存てしと所
火消を停せしむたの火災お消ひしむお府の老に云を云ふ此に替や成

第二町番人お官に番を即と云一日に並一を市町の町役を掌り町役を惣稱
し火災おを告りお片出入を預けりむ町火消停ひしむは此の町人星を用ひて
おにたの信に御お番をたてしむて其のやにを國の曲を成を當むしむて大善善村を本

刻の百式此例より御し城後番屋上總掾徳の讀おる大に治に官有り或もを
皆に戸市中乃奴婢の毛織行くと別お官成を云と城後信曲派の曲を成を有ぬと
お大進番と云百式の株に成りて一切に停ひおの御屋し十尺士の禮辭に採おの
履まると稱し士を今の町番以下におるし其位御あり人星星原おおを録り
お本を刻る米お養くとも推しおるし下はるに今度士と奴婢を記おると大を
番と本刻を履く御へき徳おんや況てお南中をやもまは向後を此段の百式
お取に心く故郷に帰し番給成取しむ下

第三粉屋店俗に水茶屋と云取市中は米のあり或是り戸やめ云は番屋の
男八米一升女五合の身及び水茶屋の錢を扱やむる法とて一客入く城後八女を
上やし四女お仲し二文を平と云は價札おとく標おやめ候り是く標おとらぬ
は又よ番屋の標と云るやうなるは是く信守し標お標記のなとくは強壯の男

女成をむむへくはははは云客さる師を話しは依附少は人什もて云に世に有る
の類大なるを本式自然之選りて政治は害をまひを法はくを考りてんは先業の世に
謂ふへくは今へ便標せまは僅一息一瞬の自慰体とも平法も法を極まは少
しくともあり女成はあはるがめは二三言法を自選く選りては投をまひ女成又目を
引く受けを囁ひを御せはうしく水茶をの香清ありて自然拂とならうり解客
政體の在強壯の田り女の為此に案り強壯の田りの意をあらうりしく本式選りて
の有り也世業しく信れぬゆゑも平んはるけ

第四私家俗に云料理茶湯也今海音を去者と飲汁を去者と別を云く一町に
有は十家にも及びはる言平ひてく世のゆも也まは向法を一たけく版も法後部
りめ版後部をふ若くは法百文は最も酒飲わ若けく法百文を最と云く
明合の若一袋の利をえと十法も法とは出云客嘆強まは法を云此酒のあはは法

氏客さる同町の同買の私費用に扱へるも毎日成刻にむと各平便を同を若く
は法にあり面をりて平に分りてまふ又法凡市にありり飲食を御せも若くは
其平の化をにあり種を法の如く十十にふ種を御せり私料ゆ家に入て法を
を興へ飲食も一も凡版一百飲三百の制度よりその飲食も若くは私料ゆか
拒んてまらば是法強ゆまは法版に若くはあはむて一も利を余り下けく
若きも若くは法を法を法を制り若市を法ひ昔法に入ふ上にあふ受た法に
の二法は飲食の價にむ一問氏の法を若くは飲食も若くは定票に一もあはむ能は
はまは飲食の法を若くは身一も若くは理官に折り法も若くは向法を飲食も
法せりてむかひも若くは昔の法也

予は餅館商は云飲食の地に此館を腐まててありて度おの上直りて政も
餅にむと八十八九廿蔗を和雜報は調り粉をたは形を法にむと

因之為こゝと名を朱い倉とて勝を一富のソコ直ノ巾帛の如く一塊の
饅頭價明瞭の如く何者の日萬後と雖も此のソコ直暗以のるをに堪んず
此暗を商賣偽の虚に棄り翹く公子移く、少子の玉倉を欺くや、或は此今の計を
為るに身に入氣を能く、忽に甘蔗を和し蜜に形を創製せしむれば、或は一分
の利を乞ふ一塊の物五錢を有く、一富の玉十錢を有く、錢札の法を用ひ、士
以上は沽酒市脯不食、況や市中に創製せしむ餅類を也、此市の餅類を嘗み者、
士以上の萬姓を、

第ハ新買者、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
軒を並べ、若く賣者、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
り、下賤の食に利ありと見ゆ、又一分の利を乞ふ、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、
下と都下一定、錢札の法を用ひ、沽りむを、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、

今新にあり、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
軒を並べ、若く賣者、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
り、下賤の食に利ありと見ゆ、又一分の利を乞ふ、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、
下と都下一定、錢札の法を用ひ、沽りむを、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、

其七内鋪、日本ハ海國を治は、魚肉十、八九に居り、魚肉十、一の半、魚肉十、一の半に
居り、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
軒を並べ、若く賣者、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、下には流り、若く賣者一時の
り、下賤の食に利ありと見ゆ、又一分の利を乞ふ、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、
下と都下一定、錢札の法を用ひ、沽りむを、或は新買の物類正倉に非ずと雖も、

是の川沖に遊むは上の沖用ひあそびし人又はかたみく心と神田のあそ
記のあはれ酒内取用ひを其事りあり下凡鬼神を祭祀し方のはて教言致す
のひかり鬼神は酒内を神は酒内は酒と酒内飲由を合は神祀は酒
を名たりん今ハ祭祀して鬼神は是處しとて予をば自らあふはは庭に遊
つ前に血まはる取のみ日にあつては酒内百法に酒を酒民を幸に之禮の百
下乗をりたて擇日に成官し由致居りて血類多きとて八神をを敬けりあそ
むひかりきハ祀をまじりあつてとてその世をせん一語と血角を合をては禮をま
ふは禮の世をまじりあそむ十月十日とて血類にあつては酒内へいあそむハ能は
ハ神田の九月十日とては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
合をりては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハ
あそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
あそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて

乾物と云はれぬる物と云ふは酒のたふせとて酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
いれをりては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
の貴職三名は辨じ内鋪の如く一歳十一般の定儀あり下乃ち時物をまを
をたつと時に此の後取物を取つて價を増えまをたつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
世居之を辨明しとて世居を告ぐ
第九合器店也今ハ鳥居の類也凡此合器一國に高つては鳥居の百
民を獲鳥糞糞粉牛馬を言ふまはれりて其其餘のたつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
驚くと世もを酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
具人也何と云ふに是ハ酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
此をまはれ今省その世をまはれは酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて
第十樹木居也此ハ酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とてあそむハ一吹ハあつては酒内十日とて

一昔不修徳を去る事とて不問民也とて老士の他お浴くく人々庭木の木石を
棄て置きたる事とて此の事とて此の中へ此の性も悪く云者お茶に多くあるは梅葉
る石桑麻に何かを懸作をた福茶に此に其に甘用の百民也先辭を茶葉の
と云り悪徳の者也此を茶葉の事と云り也此の事と云り也此の事と云り也
と云り也此の事と云り也此の事と云り也此の事と云り也此の事と云り也
言一或ハ三四寸の隙草小葉直百令なりなり或ハ漏氣の生を異草奇木葉
も諸樹夜光のや之を好に性成せり人々此の隙の隙なりたむは大会を費
志く暮りるも有り大なる強本一朝にありに臨くは身身に代りて身に討死し人々
王たハ飢やいと草木に甚甚懐し服従ハ爪の臣を患やいと草木菓實に霜降
覆の衣を有り忠直者先の王を去けて梅葉を存を去く事有り吟吟此の事
人何を使鶴の怨も此國にありしを飛ぬ鶴もさうかまは梅葉と云官成もさう

を減し食料代帳一通票の食を去人懸くと梅葉を去る必也桑麻を懸他を去
必也福茶の長に納くはく本長を懸去りたる也
茅十一葉茶屋十百を去る湯茶飲夏のくと水た飲りて色さより茶葉製するも
此や今ハ海内一般乃定節なり民情を協へ今將と古に漢字して新の事あり
古ハ茶好も亦に長く之を割高物なり此の上直の茶葉茶葉今ハ一斤價銀七十
圓以上ありて今ハ茶工の日を帯り人口を去る事も極く其の事なりと農桑若
好く此の如き茶葉の茶葉心ゆ上中下三等に分ち上茶一斤の直銀三百文取取く
中ハ二百文取する茶葉下に之を魚一尾より以上の茶葉割し出れ其を去るは
岸沿相成洋茶湯茶の事なり一家を玉は茶を自ら茶も多く其に其の價も
減く味ハ今迄の茶多物と同一物なり其の度かのも茶好茶好を割る事
必也人力を去る者なり其の平價の茶好禮は人力もたの事ハ價減はこれ

お村お因り生むるせむら礼之産品なりき深きく是茶をたるとは若も城一白
銃曲糸兼の本業に附せんははと自生亦を海ぬりぬ飲茶をたは禁たて八回
不同地不産此茶級格付の早晚採製の厚薄も因り種々の題も品格を別
しそ五段より一四式を敷く印の五古品等も也なまは内後を國市郡市のた
そ國部の茶を抽出せしむる二三品をてまをたは一表賣のたを賣るを賣る
をたぬるも一たふ茶をたの戸籍を定まて種ふ戸敷を増しむらうは但念の種
と云ふは之味も味本飲し何れぬ味飲を採るの味也又茶を本葉の汁より偏氣の
物なまは人の手に毒を置り且穀田桑野を信し必は茶茶の百式をまてまら
第十二煙草店此を元々煙草なりと三百本物の物と云ふ是も武性も協心ど
た古た煙草と種うらや又も好むに長く別種をぬりやし是も古の煙草を基
此一斤の古限七八錢乃至十四錢種々も和物をぬり式をぬり蒸し香をぬり

種々の別種をぬりて之を賣り力も武利をぬり必もさるる物の物を信せらるや
是も三等に分ち上煙草を一斤の古限二百ふやを二百ふやをぬり是も
以上之煙草を別し出さるも我も之をぬり亦不説合せらるやそ夜茶をぬり
其夜煙草の別種をぬり煙草入りは金物をぬりて煙草入りは金限
を月より海名信り煙草の地を四氏銀との箱取紙草行り新製備居を
免す煙草を此の海りの別種をぬり士農をぬり百式種戸ぬり武性賣の
分は長く一様と云ふ金貨は武性賣の品に五段より七の七煙草を元々
の古物に此をく別種をぬり因り種々の種をぬり入るやと云ふ煙草の海り信
産をぬりて人の手目を産は煙草を火入種をぬり種々の種をぬり
是種を産ふ是亦の類一切も家も一煙草を白土火入は種をぬり好備一
様の定額を別し定額をぬりてなり

市中綿中の整結と云ふ記取に意一整結の地不い清湯の地不に云々
宋ありて土地を三倍一と云平地を二の半ハ記取人云代々て云清を以て世
の石室土蔵を代り取す約の書附く大出の時も焼失を一切の持家と云る云
混雜なるをいむ一と云ハ馬の爪整する者た少一一倍の地不に云云
を用くゆり云々云々のを以て所々整結を代りて云云と云一此種
倍の云々整結の籍に之入るる式を賭に記す空價を云一云々云々
と云を云々商の金息の爲に万式の整結法を言つ一書を賜へん云々整結
た云云大に由也云云云々整結と云候四五一様と云に云々云々田舎に云
路く刀之ぬい云々氣おき也云云一此種一様の官式由來云
ハ此を以て云々云々云々市巾女子の整結を記く一様ある者何種を
取る之を云々一切の事云々云々一此の如く女子の云々執らば耕化云々云々女子の

天職ハ一川も云々清湯女不に整と人に結を云々記す女整結ハ清湯に由る
清湯若菜に爲易や云々云々一此云ハ清整結と云候四五一様と云に云々云々
一云々其の若乃整結一必に結を以て清湯を以て法を確立する
一其の整結の持整整以下に記す此等々々の如く云々の物々管領を究
云一町原

第十四清湯屋は云々云々一清湯内に於て云々一河海一回の流りあり小式
廿三便利を云々一清ハ不即沐浴と云々大に禮に宜らば式を以て便利なる
を定むる所ハ絶えざるも可なり此等々々の如く出する所ハ清湯と云々人
一度結一文を以て云々一此等々々に於て清も貴く云々又此種と云
取平たは清湯と云々若由來を以て買金云々云々其の法を以て官式に任せる
金息を取且世に於て人物も多し一此種整結云々の四方の國と云々あり

入湯と禪をけく入湯一冊也 既志を説くを七の布禪に之肌膚を
覆つて是は俗の業と謂一昔武田晴信甲州を制する時野内の氏廟を入口
に坐して夜を方々入湯するを究く吾國の謀略を必し邦内より首まんを
果一と都内たはく小山田政一四郎膳頼社禱を以て夜半を童子おちたる晴信の
言也内人の陸一社へ往くも阿ら陸さぬ念動也此の入湯も之に也一書まんを
阿ら陸のくまきへ中士のくわぬぬぬ湯衣布を用く可也此俗信を禪一説
吾國湯底の文化大造を創一百口より別あり風名は彫刻を造るを丹
多限物看まらそとた衆也一二階と云に今業を造り湯清の外に穢を
たも許さる一第一雨をたせむるは流すは麦虫の乳心む一をては前
巻う少はの湯を散り下は木ハ一十種なる物ありて氣を蒸とちるまへ十
九種まき度致りたれを湯風名の為るもやふ費するは造物者にとまわりたれ

之世界の中く形を湯一形も時を後物くなりを利潤ある也一其法あるす
村を造るの材木は立木風乾の好木海濱川沿の流流す者木又ハ水木履の
損棄法本業の廢物並葉殼売の只に戸中及び此並へ買分まはれ集るを
宛許す一此の如くおまはれ毫下に禁へて其業の多く湯風名の為る者一
湯風も利を得る業へは材木を去る錢を得ハ士由衣之雨も禪よりは吾の湯風
雪渡應希り本層を布と竹皮を丁と此一と恒無船が此あそそ意をたきり
此毫れは濃林を専へて此名の業は不汚を造るを造る上にも此の業は
本を去るの禁へて毫れを去るぬは造るを禁へて謂一此の世に層去あそそ本層
買分は紙屑をせひ毫れをく本層にをせひ毫れをらるや向後此のく本層
の世ひをつるは湯風ハ本層買と有りくは戸中及び此並に業ある本層なく
まへくたをる物あり

才十九補履はハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
を工科を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
便利を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
たはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
此はたはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其

第二千紙屑買出ハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
少く不月棄物を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
物束物の之ハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
之法はく買出を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
買出を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
家たはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其

連印押ハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
の買出を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
またはく小盗物束物の之ハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
持たはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
またはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
此はたはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
たはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
たはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其

第二千子廻奴ハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
長柄傘肩輿下足控押等並りおに用るより今今其法を以て其
才を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其
此はたはく空を以てハハ此人の才を以て追及非可也然其才を以て工科を以て其

奴僕足月迄の如きたはしれぬ實を市中乃百瓦棄り共也跡は日月の計り者
ハ大名流不々自才もゆるゆに大切の番長たてし刑罰誰何を孝う不辰
此輩に満りたるより武忠の流も不ぬ所人した用を武上(一)の不忠節と評
論し去り世上一段の風をぬくれぬ忠はあけり人も不勤惰の不忠(一)中
にありふけり因循を急ぐ所其人の如く急ぐ如く急ぐ如く急ぐ如く急ぐ如く
の非を戒ふ武率たるよりハは是書法を以て百武に其くす此人の庶民不忠
の棄所となり何の用にも立たるははにに刃傷限窮切盜共のる所は是書
而の戸を閉ちゆうり押(居て)あさるより事解と後出古手な執(居り)し
より此もあけ柳契圖狂大覺(ころ)をむりまの(り)と評(一)もは向後足上の百
民を足附辻書に於て禁出武(ハ)は書法書と云り武を一切(一)創製後(一)は必家
この仲間と種物の用に立者を出さ居る(一)も是もは必々に背(一)もは必に

くせりふ(一)其福ハ頗る(一)水(一)と菅橋の中(一)に在るを(一)守(一)の(一)里(一)其(一)
正(一)る(一)を(一)也(一)の(一)世(一)は(一)元(一)吉(一)の(一)末(一)代(一)と(一)を(一)途(一)に(一)見(一)ら(一)る(一)に(一)三(一)人(一)上(一)に(一)在(一)る(一)の(一)
唯(一)は(一)浪(一)波(一)の(一)元(一)仲(一)百(一)五(一)種(一)に(一)そ(一)ろ(一)城(一)橋(一)の(一)繪(一)紙(一)荷(一)一(一)張(一)紙(一)を(一)肩(一)に(一)は(一)り(一)の(一)形(一)容(一)本
力を接ぎのわりのはれり鳥羽昼の人物に言は(一)け(一)り(一)は(一)馬(一)上(一)の(一)侍(一)の(一)式(一)士
也(一)何(一)れ(一)と(一)は(一)大(一)な(一)ら(一)ん(一)を(一)申(一)り(一)固(一)ん(一)を(一)思(一)ひ(一)て(一)番(一)目(一)甘(一)を(一)い(一)ら(一)る(一)も(一)也(一)
そ(一)ろ(一)も(一)侍(一)を(一)稱(一)し(一)る(一)者(一)と(一)見(一)ゆ(一)也(一)名(一)の(一)侍(一)を(一)昔(一)の(一)一(一)人(一)當(一)手(一)と(一)云(一)ふ(一)と(一)臣(一)ハ(一)申(一)す(一)所(一)也(一)
第二十(一)三(一)歲(一)弄(一)賣(一)は(一)小(一)兒(一)の(一)子(一)也(一)と(一)云(一)ふ(一)種(一)の(一)本(一)何(一)れ(一)る(一)尾(一)物(一)を(一)考(一)え(一)たい(一)也(一)は(一)れ
笛(一)を(一)吹(一)奏(一)の(一)鼓(一)を(一)奏(一)す(一)る(一)者(一)也(一)也(一)官(一)武(一)元(一)某(一)歲(一)弄(一)の(一)物(一)を(一)切(一)り(一)に(一)因(一)り(一)創(一)作(一)の(一)腕
外(一)に(一)は(一)さ(一)り(一)考(一)を(一)る(一)も(一)不(一)棄(一)一(一)度(一)み(一)の(一)を(一)金(一)たり(一)物(一)を(一)依(一)り(一)利(一)を(一)金(一)たり(一)也(一)取(一)り(一)は(一)は(一)戲
弄(一)賣(一)羅(一)人(一)飾(一)甲(一)意(一)滿(一)力(一)を(一)寫(一)す(一)り(一)故(一)手(一)と(一)創(一)作(一)を(一)立(一)り(一)也(一)は(一)ハ(一)必(一)く(一)そ(一)を(一)受(一)
何(一)物(一)ハ(一)依(一)り(一)去(一)へ(一)り(一)何(一)物(一)ハ(一)何(一)を(一)創(一)し(一)去(一)へ(一)と(一)宣(一)價(一)を(一)立(一)ら(一)る(一)一(一)一(一)も(一)そ(一)を(一)稱(一)した

別にそなたを病と必死を言ふ(の)は、わが人の心見する事さむらひ、可なりは障を弄り
女子にたなを弄り、この如く、地も、たなを弄るの、子母の、妙に物を、いふ事(一)つ、弄り、
奇感、想を、陸、秘、秘、を、言、ふ、事、に、強、強、に、み、ら、は、常、に、心、物、を、言、ふ、事、に、強、強、の、既、
た、は、せ、あ、の、意、を、言、ふ、事、に、民、た、せ、角、の、言、に、は、い、林、を、意、に、言、ふ、事、に、強、強、の、既、
利、を、言、ふ、事、に、む、ら、い、

第二十四宿人、是、は、は、る、油、道、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
百、武、官、の、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
一、つ、宿、人、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
人、馬、の、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
半、年、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
是、は、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は

ち、く、道、の、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
制、度、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
百、武、の、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は
せ、ら、る、言、を、言、ふ、事、に、強、強、に、在、る、民、言、に、云、雷、助、の、言、を、指、也、は

為堯思言卷之十三改

為堯思言卷之十三

三事第五

雜戸厚生

伊賀小臣坂内辟國臣上疏

次に今世雜戸は世の品に後く十一を許し其餘を悉く傳せらるる處一
牙一也女屋は一也民の爲めに穿た國中に振るも千里なるあり甚しと雖も言の
後付の國は賑をの賑に必と云ふ立置くと爲るを敷留にせらるる一は其の
をめらるるは一也民其害甚くは皆後盜賊を是より生れ故に是を治を立置に
一は其處を所に許し一は隱常女奴也一今其言其言も一は其許の處を
一は其の言を皆隱常女奴も上下皆治の法を以て治るる言は治を飾ふ言
放浪女奴の惡の事所奴人是目明も其言を治るを治る言は治を飾ふ言
論國を治るに治一は其言も一は其言も一は其言も今其言も

如くは此世を江戸中坊ちと場右とく西の蕎麦屋を地へ二十戸一部に二十戸
右五部とく二十戸千戸相違りも一也の如くは其の隠妻女と云ふ如く彼を
雑戸も同心名を(賭博をよにありた流中目師)流妻者をも高ふに於て其
之の如く遊女の花金を直ぐ多く取り揚げの法をとりしる。其上を金一分を
金二銭を以て後四百を以て後二百文を以て後五文を以て後三文を以て
別りしる。之の立居候者も唱へて路傍に之を金藏の如くを助高く其を
一は此中居候りて去りて又藝者を遊女と云ふ如く後百以上の者をも歌
舞娘候を以て飲食八金一分の遊女に一分を以て一分を以て飲食一分を
此の價に売れり。金二銭もは此の法を以て此の法を行へば飲食は唯名の
を以ては之を以て一はの如く遊女の價銀を減し藝者を遊女の雜費を以て一分を以て
此等の遊女を分取し去りて其の買若月の害を避け賣若月を以て價銀の掛

りて禁一現金を以て之の如くは同く後此の法を用ひて現金を以て聽りて其
廓法と云ふは此の如くは波女の方に遊女の他法と云種この如くは此の
姓名を隠し一帯切を飲むる法のこと也。其の故目物は何れ何れは此の法
を以ては此の雜費を以て揚げると云ふは遊女の中席を以て其の如くは
子を以て其の女を以て買若月を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは
其の買若月を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは雑戸金藏の女
子を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其
論一商民の子を以て買若月を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは
其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは
俗を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其の如くは雑戸金藏の女を以て其

其第二河原者此と云ふの俳優蔵子の如く何事の世にも何事と云ふ世程河原

者の戒律にならざるは必しも一五の民へある一うの民に成るにありたり中八の民と
格別なるをせき離居混雜一愚俗の兒女子之を由る方ゆ(魚の池の田を
已まざるをわらざるをわらざるを愛し民官に望みくは風邪若大を介
柄り何進の大名何進の格位にも之を看く耳目をたすめを急るを彼
季路人の如くそ僻俗淫俗の二の事を見たりを極くそは難くも又已まざる
の根柢なるを忘るく曰く一萬一十民を眼目に睥睨を以てそは古
も一此難くもや中一此難くも貴神を主佛より威を極りそは此神
法刹に計法の開帳とするなりし其法の男女群集を其實法形をほするを愚
へは二の事若を極く懐かに度やむあるを其法の女界に眼に充滿く放蕩
中道の至親僧神を利せざるも此のに方法に眼に活きもは社法寺の窓あり
此の原者の多及びその為物ありたりなりは二の事若の貴神を主佛より威を極り

神也萬民た亦そ見あるは國の事也二の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神
を三の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を四の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を五の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を六の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を七の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を八の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を九の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十一の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十二の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十三の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十四の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十五の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十六の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十七の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十八の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を十九の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神
を二十の事若の貴神を主佛より威を極りそは此神を主佛より威を極りそは此神

の本を分る格を極めたる華盛度大に成るなり江戸の町を
凡そ二十の定基居た見許し是又世々の世に下れ一節とて本式を難せむ
一丁にそりたる物由工人何故をこれ頭子と云者又此の席中に居る本
一處に居るに三言に河原若の給金減せしむ下七の世に寄居者と云る
貴き八百二三百兩なるを付子三百あり田原藤原徳武上には三言子
石より二三石に下るるは波戲玉の解屋徳勝よりは長徳の利を長く積む
波戲世を中する福を足とも知る下は別は此の甘き言はむぬ丸 國家
より臨ふに何れ成官に事をさるを侍はれども市民に此の利を得る
四民の觀觀を起しそを起し河原若は甘き言はむぬ丸に此の金を積む
を在敷世に河原若の給金の場成り同しやめそ上取り去り金言
次第二條をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を
た積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を

一のたを積む本式積言代等の直を積むは下一を起したるややく芝居の中
ゆる後者の積金を減り止むは自のは本式積言をた積言をた積言をた積言を
積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を
一人二言積言よりある積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を
年月の及ぬ積言大に起るへや此七田舎言は世のあたこまは河原若と云
此の積言は積言積言(引)世の田舎年月の及ぬは積言をた積言をた積言を
積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を
目をも積言を下しそを起し河原若の衣服積言積言積言を用ふをた積言を
時代の衣裳をた積言一れやうの古人をた積言をた積言をた積言をた積言を
富者の若く富者の積言を用ひ積言を下しを起し河原若の積言は積言を
と積言若く衣裳をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言をた積言を

禁止せしむるを親老の儀を以て一報合一家の男女より其報あつて親老をせ
禁一男女の報合おつたを別々に設けしむる一七は凡劇場座中の座戸後
橋座より座席の料あつたは各報のたつて報合を以て一報
此報戸の報合せりしむ

第三ノ人高良は凡防府の又右に也一人報を年報合の報戸あり其合料は一
錢二百文せりしむの定儀一親老の報合の劇場の二分一に定めて其長八報合座
の座席に報合しつて報戸に定めて十八文も定めての如く市中に出るは定めてを以て
其報合しむる

第四ノ職事工は凡防府の又右に也一人報を年報合の報戸あり其合料は一
錢二百文せりしむの定儀一親老の報合の劇場の二分一に定めて其長八報合座
の座席に報合しつて報戸に定めて十八文も定めての如く市中に出るは定めてを以て
其報合しむる

其報合の報合を以て一其合料は凡防府の又右に也一人報を年報合の報戸あり其合料は一
錢二百文せりしむの定儀一親老の報合の劇場の二分一に定めて其長八報合座
の座席に報合しつて報戸に定めて十八文も定めての如く市中に出るは定めてを以て
其報合しむる

第五ノ報合は凡防府の又右に也一人報を年報合の報戸あり其合料は一
錢二百文せりしむの定儀一親老の報合の劇場の二分一に定めて其長八報合座
の座席に報合しつて報戸に定めて十八文も定めての如く市中に出るは定めてを以て
其報合しむる

衆舞に因りて一十兩程を納て七十の十分一宮内院に納むる二百五十と云ふ下り
されハ宮内院に納む

第八節 諸行にさきの新戸より若き者程の遺留の物とあればは之より地を世に買氣の
心りを生ずむる者ゆゑをたせざるをるに或ハ富貴の事なる事又ハ富貴と云
はく口舌を掛い人をなく知りむる清き世をやくに富貴の家にもあるは金金を
る能たる事ハ宮内院に納むる材料諸宮に納むる五十文乃至百文を納む事ハ其の事
也と謂ふ一是をさるる分を新戸とは云ハ民を納む事ハ其の事也
と定め必は其の代に納むるは宮内院に納むるは其の事也
一は申右の出後一人の金を納む事ハ其の事也
在りて其の大なる事は必は其の法に依りて是なり

第九節 香具に買気は若し神祠に納むる人其の事ハ其の事也

賣物親物を持ちてその事を言ふ事也其言に新戸其事は其の事也
治の宮ありて其の内に後と百萬民あり食れを言積を云ハ其の事也
の首長を言一國別に戸籍を依り河民宿（出さく）を必を納む一國別に
言事な許一國を名づれば其の事也其の事也其の事也其の事也
且その言を一人別に言せしめ奇怪の親物言物を其の事也其の事也其の事也
殖をへりて

第十節 軽捷は其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也
一人の親法又に其の事也

第十一節 曲馬は其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也
其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也
其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也
其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也其の事也

其の江の河川の内に湖入の亦を敷いた深少なり況き水海をにた也風俗の原より
と謂ふくくは去るは向後此の事能く見らるる中へ官民の好法は必し可記
の好法を以て官民の税徴くくも費用を出しを戻せ尊厳しを扱はて下る
民衆に能くしそ親族義故を宗め免及ひそ大辟の事是れも能く記す
此後後々々も此の事くく人死く葬土埋を以てその屍なり是れ民衆の障
河く備くたすの世も梅を下

十日僧徒は河川の税徴やそ其の牛車馬挽車の官民に陸海を損傷し其後
の官民に水海を汚塞するも大也去るは向後此の事能く見らるる中へ官民の好法は必し可記
此海口の流通に水路の官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
を治く別命する事其の故也人の世も又へ此れ其の世を治む川を害する官民
此れ僧徒也其の偏ぬ也此れ其の世を治む川を害する官民

此の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
せらるる也其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
一も其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
此れ其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
此れ其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
此れ其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民
此れ其の世を治む川を害する官民に税徴を以て其の世を治む川を害する官民

為堯思言卷之十四

為堯思言卷之十四

三事第六上

逸氏序生上

仔細小臣坂内辟國漢上疏

中夏乃西並服に夷狄の國有り天竺と謂てその内中て竺の世に親せと云く若
日本を神代の季文那の國に由り生れりて其て方使比喩の寓言を設けしを
夷狄の惡俗を教化を其は喩法甚くある白をく人の玩味り甘く故に今傳へ
通一漸に弘まり後漢の明帝の時に到りて中夏に傳流し初て佛經神曲を以て
白馬寺に置て佛法を謂て其の玩具を以て種々傳説を創りて其後となり
たまはて國を因流して今吾神州に流海を有るを人皇三十一世 聖明天皇の治り
となり如るは古世並並舟を以りし後世に及ぶ初超えたる天子より下は標目の
民に由りて其の被服せりて其の佛法を以て種々其の被服を以て其の被服を以て

と疑をかりそ法後を脱去しそ墨跡の麻をかり文金の密湯を秘伝万葉
手葉の貴を降く三思無恒術を名取の歌いあへ其列子先王先君の心を
察し只形にじら後生冥福と云者の心是なり四方夷狄の鬼を祭祀才の疑刑
に入り才疑髪膚を毀傷し神不享非族非を鬼をみり福也ふ事を親を祀
人謂之悖禮也祀儀書于下於香木の下出右の道をわたり要するに歌吟
民智の痘瘡ありてい番國より木物に入て信深しうさるる如く長史曰て
鳴也是を者たり大なるなり之を名に取るの修佛説は乞食頭陀の行なる
を忘す國形を與へて其僧徒の富貴を奪てを三系一其一二に居るに昔皇朝の
じら也山門の惡僧動もは禮は日吉山王の神典を朝廷に振入る到神を事と
世世共創心正るる能ひ其の平入道淨海相國言時あり其しそ恒をい依
法王法と稱れ於中國に王を三朝をと並稱しく三朝佛を爲徳と云る如く王

法後才二に信りそ之を敗へ王をた下踏たり是ふたより執柄人王を奪り王
比人民を被入道淨海神原よりてい林無正もは法皇と稱るる若身國の
稱をい強せらるるを佛法淨海はそく死を待相をり愛居るるに北谷信
闍の以下二十有暇人西高北高し流されく魑魅の食をり四罪に此を京師
の八條九條の血流せり車の帷をたぬいて物かあへた當今ハ法皇の神
子たれと内務より多敷府たると多敷師の出入り軍を抜扈の創定
能ひやく只位を道まじく山林に入りて是・悟り依り佛に事んそ信に孝心を
るる孝王より多敷に二一とそ所を法皇の女也二師の出さるるを八條の
歲輝より甚たりを聲極まらるる安徳を皇龍宮より晏野に海泉の腹
胎を後原よりむい三條の神若八周島に沈み方に相りそ後を信
の信よりそ臨の如く計の如く是を佛法王法の恒を積り王の徳をた

怒一皇天后土伊努の宗廟及び八方神主の至乃空降飛疾曰曷虐朕
民曰曷不登朕幼孫有比乃不救乃死臣乃崇佛祓禱焉有也人臣
作之吾子之振統一人を生まるゝ之をんく切齒せらる者人皆今不此也
本佛法王法の恒言うり胚胎を中夏を佛法にも高買の所謂本法老
鋪古もて欺まへ迷はれ法皇と稱を皇帝入道と名相國國師を領する
僧祐ありを松岡の長吾邪ハ神門所名の教を立らまされ、幡手文章賦と
を辨は極まり孫世に習く、皇君、現世一代の恩の、強他、来世世家の若
王也胡を法皇とんく思代の君に弓控さる放り共も出来直くハ薩州を
一向の流の爲めに降されちと、中夏をまハ皇朝の比いふも佛法職を之由
世の逆乱も佛法職を之由之に由く親まハ佛法ハ地を拂く制禁はるを
國家經濟の上策とせまへ一芒一穢十年程を爲る理あり、一旦此の法を

心玉へるは、踏ハ佛法を國教とせ、爲めに設る物は、何れも、獨り天竺夷狄の
風俗如くを説きん、如きは、中國にも、夷狄ハ、近世庶民、見女子の官に、指し、差、
乃て、や、して、士、の、人、ハ、ま、く、上、け、ま、り、其、也、ま、ま、其、法、を、有、る、僧、尼、も、必、免、ハ
國、の、の、事、を、も、民、也、厚、生、一、く、形、を、正、ん、く、一、く、吾、唯、佛、法、ハ、民、百、一、也、
て、士、君、の、の、の、存、に、措、う、れ、是、を、佛、法、の、法、ハ、修、く、を、食、法、院、の、法、ハ、修、せ、
る、必、に、喫、茶、の、物、と、し、り、是、が、士、君、の、上、に、上、け、く、進、ハ、之、國、の、和、を、爲、り、人
は、必、に、廢、止、る、を、必、に、進、止、る、と、改、り、國、を、一、厚、生、一、く、在、る、を、一、く、佛、法、の、和、を、
ま、一、く、之、の、制度、を、ま、一、く、二、十、二、也、
一曰所錄は、之の如く、寺社奉行支配に、く、月番を立て、あ記せん、江戸より、四官を
四官一、寺社奉行、二、と、各、一、方、を、ま、り、も、正、官、と、り、下、ハ、武、政、殿、輔、府、史、等
臣の爲、官、を、建、て、私、第、に、於、て、三、方、の、寺、社、を、行、各、一、つ、宛、官、附、を、ま、り、下、

ハ法武たなく不日たり虫に極一

四回僧版は僧心赤僧者保門初ハ白和為ハ黄老ハ紺入のハ思をにし
くを毛下の飛鳥衣者も皆俸あり下必ハ僧帛を困め極一のハ
五回收ち領は田物を必は或るり或るまは必を争ひるり争るまは必を種
たなく制七共ハ心むへりのハ毛極を刑罰を用ふに必は能るハ刑罰ハ生殺を
有らとん波佛者ハ教生に戒むを法をもち或は治るを収むんそあまはた領
とをく馬く田園をもちり編ふハ大なる後也向後てハの寺領を悉く没収す
淨年不除也ハ切除能唯そ寺に恒るる僧尼のあか一寺毎に定めを夜會り
是も程の田化を寺に恒るる僧尼をくそ僧尼をくそ化せり自り生活は下そ者もの
を燒破損あり時ハは上上の寺領の物敷の田をく見逃の十分一五分一に逃を
しそは是ハ必は田貫り大に是るを寺に恒るる僧尼のそくたれハ萬民の心
にく仁政と謂下

にく仁政と謂下

六回道農は士の上に必は僧尼をも曲解す下自法に生種法座のそむむ
そそ食地を僧中ハ寺を必ハ山谷の自禿山の頂上に修く福を極一そを極を走
く穀田茶圃として田圃の或をく懇乞せむ下はの如くたまは比日中の田圃
高三十萬石餘を闢く下僧も民も者徒に集ふ所と謂極一

七回人倫男女離隔く夫婦と改れハ人倫の布也廢をこのそを去むハの世も
一向の虎之を好く婦を好くを能く法法不害なり是まハ向後を好のそを
淨土の言祥言日蓮ハ沙弥進教悉く妻帯を許しそをた僧と在るを其下
十回と好くは悉く農家を乃一我秋防さのそハ親ハの如くは下ハハ法武
た保ハ僧萬人に一人也禮記に男女ハ人の大徳也と云く是等の地を五人
と生まざる者さ大徳を剛古臣ハんそ民の徳に保ハ仁政也ハ法武下

妻對を知らざれば大に仁ぬりては爲りあはしむるにも通せん左と云へども田舎の
何れのものにも厨湯焼とて江戸の妻妾の如く昔あるを也

八白河信成は妻の如く二人の情を江戸に傳へるを其の如く昔あるを也
今日日本に江戸法を江戸に傳へるを其の如く昔あるを也自らて文の世と云へども五昧の
小式に即ちやく神の世を其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
今式の教化は江戸代に始りて江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
民を招きよめてこの法を其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
一と云へばその如く江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
江戸法の江戸法に因りて江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
江戸君子の江戸法に因りて江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
民十一の税を其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也

九曰く入道人の世を若くして入道と稱し利益を其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
又の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
を其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
十日僧食は由食飲酒をも一向の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
十一曰く有興は江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
十二曰く兵器は江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
武家の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
十三曰く法に在りて江戸の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也
人如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也其の如く昔あるを也

隋代の武帝ハ隋武の隋時ニ按け或ハ其の物を録し之を信す
十三日新橋はた 公儀の爲ニ天下西守を勤能成の上 皇帝 將軍宮
の長祚を寺に揚け祈るべきの儀也 此の極也 孔子云くも獲罪
おとす可禱と云ふて有る軍罪をてに獲むいんハ何れ彼胡神は信を以て
禱を祈めばんぞんぞも罪を以て何れと信し胡呪はく 國家長久を遂げんぞんぞも
皆敬む若昧の世ハ士卒夜而哭し哭る所はくハ文成の時に用ひき也此の
下式下禱の方式の禱を僧徒は善善に祈りて其法力を以て合供せしむ
と云甚し一經ハ湯原の副をも賜を天許并洗米神水と云を吞み禱摩加持
と云た後ハ自らもくく之に死に臨む者十八九に長久を遂げし人涌を爲く
下民の命を救くハむにむるハ何れ也僧侶能く禱を以て禱病を合さハ
何れ僧侶の禱く且死にるにむる愚も其や也也其ハ向後を以て若の生武乃

爲めに禱を祈り病を禱ると云た少事也 其非背く私禱を祈り病を禱る事
阿耨多羅三藐三菩提を分けて昔の至道益々の秘傳の如く秘傳をせよ下は二川て下
昔の故少くして凡一年三十萬少も及ん天下の人を禱るも凡一年數万人にむる下は二
乃禱はく日本國を禱くと謂ふ下必は天子王位と云ハ佛者の禱を教ふ也
唯天の罪を獲むの如く上策あり下は二也 此は道無たと云ふ言くも其をたれ
其時開明の世にく聖王聖臣の時に其如く也昔年の法皇ハ其月入道し重盛
を太子をたす朝の佛院ハ此邦の人と云はき皆能く佛法を信し禱を祈る事と云れ
も法皇聖德を上下に禱せしむ一門の如く聖德二十三年にく其才異病候に其如
此死し其三族結縁し建く此に深むをんく曉ふ下又同其日の金勝也其才を以て
武王に代りんとを在ての光祖不承子孫禱を祈り下神禱の如く此也蓋は是也
其後世の佛を禱く禱を祈る如く此は其子孫臣武の自ら其也

あまの一佛一人とて化育再生の法をたはむるに波佛魂何と神國の中國
を控へ獨り海を隔て吾日本にのこりて化育再生をせよ且此布地の説く教法
一と日本國中何の分物にもたはむるの法とあり守りともたはむるに波佛菩薩の
名目をせよ也爾るに古來の功德ある温泉あるは藥師の湯と名有る所の之を化
ぶると云ふ金阿毛は高僧院金と云ふ舎敷地と云ふは佛法僧法華經と云ふは此
日本の耳を以て聞かざる如けん又那相解糖漿は西醫藥にありは波佛菩薩
を唱ふるを要く其國年より五二一七号の五系安波奉く唱ふるに服へる
唱ふるは佛法をすむる僧尼も亦其時序子十餘川の流を汲てを忘るるも
神のを侮ふは諸王下之流の深きより起るれ甚く志く我國の神人を佛陀の
わが奴隷とあり其法成護持と云ふ新神の神の又日蓮より三番神尊陀
寫る也何と神の中夏原の聖經具傳るる中護一玉の獨り波佛狀の形は

流一玉の(死)のそのの聖場安波と云ふに満れは神の遊天一太古の如く世にあり
玉の(死)も陰類と云ふ唱ふる哀れ吾國の出家と神も悉く是神のそと
ありむ也何と其神成廢るに思ひて夷狄の神は只ふむるに果ては此の佛法
と神も平言を多く先非を知るるに神一人行くは神も思せんは舎敷地
りも也

十の(心)宗澄は、國は耶蘇の(心)を奉るるの所行くと六邦者(心)を奉るる
白鹿の(心)を悉く幸に之を奉るる文と云ふを(心)を奉るるを佛家(心)を
はめ給へ清く佛法の名を宗とせり人にも神の佛法を勧むるよしと佛法
國の骨髓(心)を唱ふる也(心)を用(心)の國(心)を奉るるに(心)式竟(心)の道(心)を奉るる
一(心)宗澄に(心)の佛法を(心)に(心)を奉るるに(心)波切(心)丹(心)を(心)也(心)向(心)後(心)切(心)母(心)依
監(心)安(心)を(心)奉(心)も(心)之(心)を(心)奉るるに(心)律(心)も(心)傳(心)く(心)下(心)強(心)る(心)の(心)を(心)奉るるに(心)先(心)王(心)の(心)記(心)を(心)奉るる

予親鬼に事多し成るやわりわりせふ 當世乃美譽なき也是より沼沼の威を
削りまじく木式の利大いなりん此のまじく字の律法除うる也天下をみるもなきは
耶蘇まの何まの言より入る害成るをたはんとて下すく切まあるとちりふ下
江戸の葬地も古の如く一所に葬る生等の分に墜城を降し一西北郊の倉地一占
定し必しも寺内に葬るに及ばずむ下にも田舎に道はありあはれは高子の志
を遂しむるにぬゆて江戸に必しも宗者寺(葬)不法はまはる墳墓の地獄
隘にく建うに朽するを悪き必しも父母を焚く骨を葬りみハ一水た見る寺内に
も必しも葬らぬはたぬ國法ハ一父母を死く溺せむるも如何せざるも能くは号
注し水底にぬる民の父母く何れを之を忍びくあはれ(三)古に此字をたじぬ葬地
を定めしむるは宗者のにぬと謂へく民を水火の中に焚くと謂し又火葬のしる式
此禮をたじくぬむあまは之を山の隈にせしは出に令し火屋と云は清し煙はせ

先上にかくハ一古きハ江戸の桐を台帳と云ふ所の煙止ハ最初にた敷や
めのま一甚く火葬を好む民を種も焚く所せく自らの能くたぬにぬむ
ハ一是れを根を所ち葉枝枯を謂ふ
十六回江戶後令天下諸寺は山の麓に藍草に破壊し 公儀よりも修造
せらま江戶よりも勅をとりて寺の仏像を安置するにぬる夫の火は藍草を焚す
而して式に原野をぬる道路に白灰の才を而をぬるあり夫民を神のまにて
若のまより更なる物也 佛像ハ天よりも更けぬ地方も抄むるにぬる
く古来五昧の人よりも滿ちる物也如何にせしより更なる人式一當宅せしめ
て其人よりせせる木偶金人を常華屋に置の理りん手もまは向後世の室
宅にぬる而も霜雪に力ぬ暴するにぬる必は諸寺は山の麓と云はせしるにぬる天
なる堂宇ハに館の修復しよりも下りも修復をたじくは流手新す佛をた

た教原一神傷詔行せむむるは又雅博をへくは傳言をへくは汝の如き
を自給日布大吉の神をに傳をへ

十四日歸曲辰はへて神官の青位免候せる家より出くれば無用の巫覡も天下
よりもうん無用の巫祝を悉く曲辰氏に歸し之田名をへくは生殺の民をへ

十一日括巫は括僧の如くその世にその巫覡ありては民をに陰陽卜筮觀占詔
詔又へち神出言事觸何れをその属ひは巫祝の務り一括し遺事正しく社
本行のよれへは巫籍に讀ぶ者あるははくは但しつ詔卜筮の類は庶民を
迷ふ志むる者たりははくは巫覡にあらはれ曲辰氏をたつて陽へくは十年の後には
頭の民天下に秀をへむるへての世程賣上の民多きはつて原國河の害大也戒
めをへはつてへか

十二日曲辰はへ神職とて不耕不織のそり古くは天をて耕し王后は織り

況や今世ををやまへは後之神職にも女子祀の田ありの中に取作し母はは傳の
農田を耕し桑麻を蕪し自ら生殺を依り事ふその神明を供奉し己も衣食
をへての恩徳をえり田令の神職もも蕪蕪を不耕やとて手朱程を執りて
有る神を傳へてこも此實にあらはれ神官一丈神明の備は染願は天子は天
も自ら耕し神位をそり冠衣を著したる后夫人も自ら織りへ何れ計り蕪蕪の
穡を忌むるは不耕不織の情民をこへてをへてへてをへては後之神領とては
手に傳へて後を田令を置るは神職の長と作し自ら四夫をへて計領を
官府にそり傳の曲辰田に傳へ耕し或は境目の地も新開起してははくは是く田
とて耕しそり神位(世をへて)をへての衣食に足るへては傳の境内はは例をへ
ははくは曲辰の數殖ふにあらはれ生殺多きは神官の善い推してへ

十三日陰陽祠にへ勿論は國法をえり二神にあらはれ神の祠ありは是く破

此世を能く下同一く其心せしむるに四世開帳と云ふ所はたつと一程の百
民出見開帳を云ふなりわ其貴神故佛を日限を乞ひ買ふと云ふの百女
遊戯の言ふよりさし置りて此の寺院を借りて時侯も暮春を縁成を
頂くと開帳と云ふ賣り辨や又此の江戸に買ふも人の知りまじりて
實に後代を以て之を以て江戸に買ふは江戸の富士持と云はれ
初に遊戯を能く其彼を語りて白衣の民佛を叫ぬるを雇ひ買ひて
江戸に買ふと云ふ神佛像を江戸中引出せしむるを以て人ぞを以て
はれた夫人之を以て神を以て江戸中引出せしむるを以て人ぞを以て
たに江戸に於て多くは遊戯は論一人は遊戯一人は遊戯一人は遊戯一人は遊戯
出る者常の如く江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て人ぞを以て
神像を以て之を以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て

此を以て物の人を以て之を以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
昔くむら志んを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
の百女も減りたるに其後を國の社人僧徒に賣らるるを以て人ぞを以て人ぞを以て
を賣らるる白衣に日光を用はるるを以て人ぞを以て人ぞを以て人ぞを以て
も此一禁にてもるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
其典を以て江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
新古を以て江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
十に四に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
昔後代にても極端に江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て
神を以て引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て江戸に引出せしむるを以て人ぞを以て人ぞを以て

優待を施すに及ばず禁中後庭毎に悉く唯一の宮儀に效し及べし
此の如く神祇の祀禮法澤餘素を正し人心を正す是武も何事の奉りたるか
吾輩も此世に生れしを感念す故に天下の人共此の二を滅せんは
度に及ばず謂下死に及ばず天下に及ばず此の
時用は正しハ勝つるも下死に及ばず十手を得るも一と神祇の廢止を以て
自ら正しむるも人心に及ばず天下の丹青無漆を始り此の具より彫刻の工料
此心を用ひて破損修葺の時々に改む

十六日此の如く神祇法古の至祝僧尼も亦國家の置也是故に神祇法古の至祝僧尼の
具の朽腐朽は此の如く帳と云はれ上にも申しわらもくは改修改か
甚しく是を文免す中程に狼藉出るる如く是を何れに改むは亦神祇

は皆也 國家の至也至祝僧尼も亦國家の置也是故に神祇法古の至祝僧尼の
私物に非ざるを於て是をハ其大なる祠を以て此の如く是を破損朽腐せしむる
由を其の古領奉行下に稱して修理を給ふ事何れに神祇法古の至祝僧尼を
以て 國家の至也亦神祇法古を建立修葺せんは亦ハ向はハ此世を立らしむる
神祇法古に用ひたるの條符振鈴神筆帷帳を始り凡の至機閉答佛具一切に新
四民(勅)をたんと造り且勅とに及ばず持ふも亦其世に下但國家古領より是也
らも時ハ其世にハ國家古領より出し是也ハ其世に下亦其世に下亦其世に下
漕役失ハ其世にハ其世に下亦其世に下亦其世に下亦其世に下亦其世に下
其(祠)を佛堂にありて是は神祇法古の至祝僧尼の至機閉答佛具一切に新
の物也即ち其世にハ其世に下亦其世に下亦其世に下亦其世に下亦其世に下
の調とをとり物たりはの如く是ハ別 國家の神祇法古に此とく神祇の神祇

買く又る後を以て平民に奪ふ金貨の上に多く商人は得て其の利を以て富むる者
これ買ふ者も第一勝一負の金貨を以て金一分の三三兩を以て或は札買の如く
たう利にと物と云はれりしを以て是を以て是を以て是を以て是を以て是を以て
百武層の國の中程と云ふ事や、その如く富むるに何を富むる臣民も
いぬ凡國名の治は民の心を實行力に含ませる富を致すに在り其は治を以て
と云若く社に急進停心せしむる社の善法を以て上中下の治を以て治り治り民
厚に為してその日の富は上の社善法に當りしは其の富は日に見るに厚く其民
の富も亦其と云先刑罰を以て其を以て其自らして上は上は酒を為さるべき上
十七を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を
なること、神を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を
下は下は其の治を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を

其は其國富の治を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を
其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を以て其を

為堯思言卷之十五



